

令和8年3月31日までに初めて共済契約を締結した事業者が対象です！

## 中退共掛金に対する補助制度があります

～長浜市中小企業退職金共済制度等掛金補助事業～

### 補助 対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- ・市内に主たる事業所を有し、現に事業を営んでいること
- ・従業員を被共済者とする共済契約を令和8年3月31日までに初めて締結した事業者  
※被共済者は長浜市内の事業所に勤務する従業員に限ります。
- ・中小企業基本法による中小企業者  
※令和8年4月1日以降に初めて締結した事業者は対象外です。

### 対象 共済契約

- 中小企業退職金共済契約
- 特定退職金共済契約



### 補助金額

一人当たり 月額掛金×12か月×20%

※一人当たりの月額掛金が4,000円を超える場合は  
4,000円を限度とします。

【一人当たりの月額補助金額：4,000円×20%=800円】

※補助金額は一事業者当たり96,000円を限度とします。

### 補助対象 期間

事業所が初めて退職金共済制度に契約・加入した月から起算  
して12か月間

### 申請期限

12か月間の掛金を納付した日から起算して1年以内又は  
令和9年6月30日までのいずれか早い方

【必要書類】※市のホームページからダウンロードできます。

- 補助金等交付申請書（退職金共済手帳の写し及び口座振替結果の写しを添付）
- 中小企業退職金共済制度等掛金補助金の申請に係る添付資料
- 補助金等交付請求書
- 口座振込払申出書

法人の場合

- 市税の完納証明書
- 法人市民税確定申告書(第二十号様式)の写し※収受印が確認できるもの

個人事業主の場合

- 代表者の市税および国民健康保険料（税）の完納証明書
- 個人事業開業・廃業等届出書の写し※収受印が確認できるもの
- 直近の確定申告書第一表 ※収受印が確認できるもの

裏面もご覧ください

お問い合わせ・申請先

長浜市役所 商工振興課（八幡東町632番地）

TEL:65-8766 FAX:64-0396

令和8年3月31日までに初めて共済契約を締結した事業者が対象です！



例

詳細は記入要領を参照ください。

(例)ナガハマヤ(代表取締役 長浜太郎)さんの場合

従業員5人(下記A~E)、1人につき月額6,000円の掛金で、令和7年4月から中退共に初めて加入、掛金の支払いを始めました。

	R7									R8		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A												→
B												→
C									退職			
D								採用				→
E				採用							退職	

- ① 令和7年4月から令和8年3月までの12か月間が補助対象期間となり、その間支払った掛金の補助金を申請します。
- ② 補助金額の算出方法は以下のとおりです。

$$1人あたりの月額の掛金 \times 人数 \times 月数 \times 補助率 = 補助金額$$

(限度額4,000円)

Aさん、Bさん(加入月数12か月)

$$4,000円 \times 2人 \times 12か月 \times 20\% = 19,200円 \dots (ア)$$

Cさん(令和7年12月退職、加入月数9か月)

$$4,000円 \times 1人 \times 9か月 \times 20\% = 7,200円 \dots (イ)$$

Dさん(令和7年11月採用、加入月数5か月)

$$4,000円 \times 1人 \times 5か月 \times 20\% = 4,000円 \dots (ウ)$$

Eさん(令和7年7月採用・令和8年2月退職、加入月数8か月)

$$4,000円 \times 1人 \times 8か月 \times 20\% = 6,400円 \dots (エ)$$

補助金の合計額は(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)より、

$$19,200円 + 7,200円 + 4,000円 + 6,400円 = \underline{36,800円}$$

となります。